

令和6年4月26日開催 第11回健康・医療・介護WGに関する
委員・専門委員からの追加質疑・意見

令和6年10月11日
事務 局

議題：介護現場におけるタスク・シフト／シェアの推進について

No	質疑・意見	厚生労働省 回答
1	我が国では、高齢者人口の増加を背景に、介護現場において医療依存度が高い利用者が増加している。本日、要望のあった行為を医行為であると整理した場合に、当該行為の主たる対応者は看護師となるが、一方で、看護師の採用環境は厳しく、介護現場において24時間365日看護師が対応できる体制を整えることは難しい現実もある。厚生労働省は、医療依存度が高い利用者が増加する中、今後どれだけの看護師数が必要になると試算されているのか。その必要数と現状との乖離状況及び乖離がある場合の必要数を充足するための施策を御教示いただきたい。仮に充足する手段がないのであれば、利用者サービスの量及び質の維持の観点から、本日議論した介護現場におけるタスク・シフト／シェアを進めていくべきだと考える。	厚生労働省では、令和元年に看護職員の需給推計を公表しております。当該推計では、2025年における介護保険サービス等の看護職員の需要は18.7万人と試算しております。 また、介護保険サービス等における看護職員就業者数は、2016年では15.0万人であったところ2022年には16.6万人と着実に増加していることに加え、領域別の看護職員の求人倍率（※）は、介護老人福祉施設で1.13、介護老人保健施設で0.93となっているなど、特段高いとは言えない状況です。 一方で、地域ごとに事情が異なることも推測されるため、看護職員の確保について、厚生労働省としては、引き続き、「新規養成」、「復職支援」、「定着促進」を3本柱とした取組を推進するとともに、都道府県ナースセンターにも協力いただきながら、地域の実情に応じた取組を進めてまいります。 ※日本看護協会「2021年度ナースセンター登録データに基づく看護職の求職・求人・就職に関する分析」より

議題：プライマリ・ケアへのアクセスの円滑化（総合診療科の院外標榜）について

No	質疑・意見	厚生労働省 回答
1	厚生労働省は、標榜可能な診療科への総合診療科の追加については慎重である一方で、ウェブサイト上の総合診療科の記載	標榜可能な診療科名は、国民が自分の症状等にあった適切な医療機関を選択することを支援する観点から、医学医術の学術

	<p>(限定解除)については自由であり、また、そもそも医療機関がどの診療科を標榜するかが自由というのは、明らかに辻褄が合わない。まずは、この不整合を解消することが先決と考えるが、貴省の御見解を御教示いただきたい。</p>	<p>団体及び医道審議会の意見を踏まえ、政令で定めた診療科名に限って標榜可能とする一方、例えば、ウェブサイトのようには患者が自ら求めて入手する情報については、適切な情報提供が円滑に行われる必要があるとの考え方から、一定の条件を満たした場合は、法令で定めた事項に限らず広告できることとしています。また、標榜する診療科名は、医療機関に勤務する医師一人に対して原則2つ以内にとすることとしており、医療機関は、医師の専門性に応じて、診療科名を適切に選択していただく必要があります。</p>
2	<p>厚生労働省は、総合診療科について、「国民に浸透しておらず、適切に受診できる状態にはない」とのことだが、日本専門医機構が定めた基本領域の一つとして認められた旨を、厚生労働省が通知発出等をもって周知すれば足りるのではないか。標榜可能な診療科として認められなければ国民に浸透しない。総合診療を国民に普及・啓発するために具体的かつ実効的な取組が必要であると考え、貴省の御見解を御教示いただきたい。</p>	<p>厚生労働省では、新たな専門医制度において、「総合診療専門医」を基本領域の一つとして位置づけ、医師の専門性として広告可能であることを通知等で周知するとともに、医療機能情報提供制度により、医療機関における総合診療専門医の配置状況を国民・患者に情報提供しています。</p> <p>標榜可能な診療科名は、患者や住民自身が自分の症状等にあった適切な医療機関の選択を行うことを支援する観点から検討しており、名称を国民に浸透させる観点からの検討は行っておりませんが、いずれにしましても、標榜可能な診療科名に総合診療科を追加することについては、今後、医学医術に関する学術団体の意見踏まえつつ、検討をします。</p>
3	<p>日本専門医機構が平成30年度(2018年度)から開始した専門医制度において19の基本領域が定められ、そこには総合診療専門医が含まれている。19の基本領域が専門医制度で決められてから6年も経過しているにもかかわらず、標榜可能な診療科となる要件について、それと整合性が取れるような改定がなされず、そのために国民への浸透も遅れ、専攻分野を選択する研修医</p>	<p>厚生労働省では、新たな専門医制度において、「総合診療専門医」を基本領域の一つとして位置づけ、医師の専門性として広告可能であることを通知等で周知するとともに、医療機能情報提供制度により、医療機関における総合診療専門医の配置状況を国民・患者に情報提供しています。</p> <p>標榜可能な診療科名は、患者や住民自身が自分の症状等にあった適切な医療機関</p>

	<p>にも混乱が生じ、これから総合診療を専攻しようとする医師の動機低減にも繋がっていると考えますが、貴省の御見解を御教示いただきたい。</p>	<p>の選択を行うことを支援する観点から検討しており、名称を国民に浸透させる観点や、医師を動機付ける観点からの検討は行っておりませんが、いずれにしましても、標榜可能な診療科名に総合診療科を追加することについては、今後、医学医術に関する学術団体の意見を踏まえつつ、検討をします。</p>
4	<p>第11回健康・医療・介護ワーキング・グループ資料2-1 日本総合研究所提出資料によると、ウェブサイト上では、「総合診療」について誤った認識を広めるような表現が広告されているとのことだが、そのことによる不都合について、厚生労働省はどのように対応しているのか。</p>	<p>ウェブサイトのように入患者が自ら求めて入手する情報については、適切な情報提供が円滑に行われる必要があることから、一定の条件を満たした場合は、法令で定めた事項に限らず、自由に広告できることとしています。一方で、ウェブサイト上の記載であっても、例えば、虚偽・誇大広告、比較優良広告等は認めておらず、適正な表現の普及・啓発のため、「医療広告規制におけるウェブサイト等の事例解説書」を作成し、周知に努めています。</p>
5	<p>総合診療については、他の基本領域と異なり、当該領域を専門とする学会ではなく、日本専門医機構が研修プログラムを運営している。そのため、例えば、日本プライマリ・ケア連合学会自体は日本医学学会に加盟しているものの、同学会からは標榜可能な診療科への総合診療科の追加を求めることが構造上難しく、総合診療の普及については厚生労働省がその推進を担う役割を求められると考えるが、貴省の御見解を御教示いただきたい。</p>	<p>厚生労働省では、新たな専門医制度において、「総合診療専門医」を基本領域の一つとして位置づけ、医師の専門性として広告可能であることを通知等で周知するとともに、医療機能情報提供制度により、医療機関における総合診療専門医の配置状況を国民・患者に情報提供しています。</p> <p>一方で、標榜可能な診療科名の追加については、患者や住民自身が自分の症状等にあった適切な医療機関の選択を行うことを支援する観点から検討しており、診療を普及させる観点からの検討は行っておりませんが、いずれにしましても、標榜可能な診療科名に総合診療科を追加することについては、今後、医学医術に関する学術団体の意見を踏まえつつ、検討をします。</p>
6	<p>診療科名の標榜の見直しについて、医道審議会医道分科会診療科名標榜部会で最後に議論されたのは平成19年5月から平成20年2月にかけてである。当時、標榜部会において、厚生労働省から、患者・国</p>	<p>標榜可能な診療科名の追加については、国民の受診機会が適切に確保できるよう、診療分野に関する知識・技術が医師に普及・定着していること等が前提となるため、医学医術の団体の意見を踏まえて検討</p>

<p>民による、より適切な医療機関選択に資するという観点から、総合科を含む今後の診療科名の表記に関するたたき台を提示し、議論が行われた。標榜部会において、改めて、厚生労働省から、患者・国民による、より適切な医療機関選択に資するという観点から、少なくとも総合診療科を含む今後の診療科名の表記に関するたたき台を提示し、議論を行うことができると考えるが、貴省の御見解を御教示いただきたい。仮に当該議論を行うことができない場合は、できない理由を具体的に御教示いただきたい。</p>	<p>する必要がありますが、医道審議会は医学医術の学術団体の見解を集約する場ではないことから、関係する学術団体の見解が十分に整理されていない状態で厚生労働省が医道審議会を開催したとしても、早期に結論を得ることにはつながらないと考えます。</p> <p>いずれにしても、標榜可能な診療科名に総合診療科を追加することについては、今後、医学医術に関する学術団体の意見を踏まえつつ、検討します。</p>
<p>7 我が国では、高齢化が進む中、複数疾患を抱えている患者は益々増え、総合診療に対するニーズは高まると想定される。一方で、総合診療専門医の育成は年間 300 人程度のペースであり、日本専門医機構の研修プログラムを修了した専門医についてその旨を広告可能とするだけでは、国民の求める総合診療へのアクセスを確保するには不十分である。既に内科や小児科を標榜しながら地域で開業し、そうしたプライマリ・ケアのスキルを備えている医師に一定の要件を課した上で、総合診療科を標榜可能とすることの是非について、貴省の御見解を御教示いただきたい。</p>	<p>標榜可能な診療科名に総合診療科を追加することの是非については、総合診療専門医の育成状況等を踏まえ、今後、医学医術に関する学術団体の意見を踏まえつつ、検討します。</p>